

《論 説》

ハイネとガンス

—「法学オペラ」と『相続法』—

堅 田 剛

一 双子のユダヤ人

詩人のハインリヒ・ハイネ(Heinrich Heine)は、一七九七年十二月十三日にデュッセルドルフで生まれた。法学者のエドゥアルト・ガンス(Eduard Gans)は、一七九八年三月二十二日にベルリンで生まれた。人名辞典にはたとえばこのように書かれており、これだけでもこの二人が同世代であることがわかる。もつとも、ここに記した生年月日に関しては、ハイネについてもガンスについても複数の異説があつて、いまだ確定をみていない。それを紹介する煩は避けるけれども、伝記的記述を試みようとする際に、まずもつて悩まざるをえない問題である。

だがここでは、ハイネとガンスは同時に生まれた双子であった、と言い切ってしまいたい。乱暴なのは承知だが、彼らの出自や学歴や思想やその他諸々があまりに重なっているので、こうした共通性に着目すれば、誕生年月日の細かい詮索などは背景に震んでもしまうからである。双子の彼らは、同時代に成長し、青年時代に出会い、親友

となり、政治的同志になつた。

彼らの交流は、けつして隠されていたわけではない。それどころか、ハイネの詩の中には、直接にガンス自身を詠つたものや、彼らに共通の思想的立場を確認したものや、共通の論敵を攻撃したものが非常に多い。だがハイネ研究者のほとんどが文学者であるためか、そうした一連の詩を法思想史的または政治思想的に読み解く作業は、從来ほとんど試みられてこなかつた。

またガンスの側からみても、彼の法学についての内在的な研究こそみられるものの、これを思想史的に捉えた理解は充分ではないし、それともヘーゲルやサヴィニー⁽¹⁾やマルクスといった巨人たちとの関わりに限定されて、ハイネとの関係などは青年時代の一挿話として軽んじられがちである。

しかしながら、ハイネとガンスの交流の視点からあらためて眺めてみると、意外にもヘーゲルやサヴィニーは学界政治に邁進する俗物にみえてくるし、マルクスにいたつては法学部の一学生にすぎなかつたことがわかる。巨人たちを神格化せず同時代において相対化してみるためにも、ハイネとガンスによる証言はきわめて意味のあるものと思われる。その証言は、ハイネの場合、詩の言葉で語られたし、ガンスの場合は、法の言葉で語られた。けれども急いで付け加えておくが、詩の言葉と法の言葉は密接に結びついて、それこそが彼らの時代精神を形成していたともいえる。

まずはハイネとガンスの出自についてみておきたい。彼らはともにユダヤ人であつたが、いずれも富裕な家系の一員であった。

ハイネの家族については、父の事業の失敗もあつて貧しかつたといわれるが、よく知られているように、父方の叔父はハンブルクの大銀行家のザロモン・ハイネであつた。ハインリヒ・ハイネは、この叔父から生涯にわたつて

経済的な援助を受けた。ハイネは、当初はザロモンの銀行を手伝い、一八一八年には叔父の資金でハンブルクに「ハリー・ハイネ商会」を開業している。ハリー・ハイネとは、ハインリヒ・ハイネの本名である。この商会はイギリス製の織物の取次などをおこなっていたが、生来詩人気質のハイネには、商売の才能はまるでなかつたようである。その証拠に、ハリー商会は翌年早くも廃業している。

他方のガンス家は、いわゆる宫廷ユダヤ人の家柄であった。プロイセン王室とのつながりも深く、祖父のイザーク・ヤーコブ・ガンスは宫廷代理人を務めていた。ありていにいえば、王室に莫大な金銭を貸し付けていたのである。ガンスの父アブラハムも、ベルリンの大銀行家であった。

叔父のザロモンはハイネの商才に見切りをつけ、甥を弁護士にするべく、一八一九年の冬学期にボン大学に入学させた。ユダヤ人がそれなりの社会的地位を獲得するためには、商売がだめなら弁護士しかなかつたということだろう。もともと、ボン大学時代には、ハイネはA・W・シュレーベルの文学論に傾倒したり、学生運動に関わったりして、法律学の勉強にはあまり身を入れていない。

ハイネは、翌一八二〇年の冬学期にはゲッティングン大学に移った。さらに二一年の夏学期からはベルリン大学に移つて、そこでヘーゲルの講義を聴いている。二二年の八月には、ユダヤ人文化・学術協会に加入了。のちに詳しく述べるが、ガンスとの出会いは、このときになされた。だが二三年の五月にはベルリン大学を退学してしまう。

ハイネが比較的眞面目に法学に取り組んだのは、一八二四年の一月にゲッティングン大学に復学して以後のことである。その甲斐あって、二五年の七月には学位を取得するまでになつた。ハイネは、めでたく法学博士となつたのである。この間の経緯についても、のちに再び言及する。

ハイネにくらべて、ガンスの法学部生としての学生生活は、きわめて順当なものである。ガンスは一八一六年の夏学期にベルリン大学に入学し、ここで三学期間学んだ。翌一七年の冬学期と一八年の夏学期には、ゲッティングン大学に移った。さらに冬学期になってハイデルベルク大学に移って、ここで一九年の夏に学生生活を終えている。したがって、ハイネもガンスもベルリンとゲッティングンで学んでいるが、学生生活という点では、彼らはちょうどそれ違つており、重なつてはいない。

ガンスが学位を得たのは一八一九年のことであるが、それはベルリンでもゲッティングンでもなくハイデルベルク大学においてであった。すなわち、サヴィニーでもフーゴーでもなく、要するに歴史法学派のもとではなく、非歴史法学派のティボーのもとで法学博士となつたのである。

ティボーとの関係について、『エドゥアルト・ガンス——三月前期の生涯——』の著者ハンス・ギュンター・ライスナーはこう述べている。「論文審査に適當であつたかはともかく、ハイデルベルク留学は、ガンスのためには、人的な面でも精神的な面でも実り豊かなものであつた。彼はA・F・J・ティボー教授（一七七二～一八四〇）と出会い傾倒した。ティボーはサヴィニーにとつて、尊重され尊重に値する論敵であつた」⁽³⁾。

ガンスとハイネの青年時代は、ナポレオンの支配からの解放戦争に勝利することによつて、ドイツのナショナリズムが昂揚した時期に当たる。法学の領域においても、自然法論のような普遍主義ではなく、民族に固有の歴史に着目する歴史法学が登場した。歴史法学の始祖はゲッティングンのフーゴーであるともいわれるが、ベルリンのサヴィニーこそ歴史法学の樹立者であったとされる。そしてサヴィニーの歴史法学は、一八一四年におこなわれた、ハイデルベルクのティボーとの法典論争を契機に生み出された。それ以降、サヴィニーはドイツ近代法学の主流となりつつあつた。

ところが、ガンスはベルリン大学に入学しながら、あたかもサヴィニーを避けるかのように、ゲッティンゲンを経て、ティボーのいるハイデルベルクで学位を取得した。彼の学位論文はローマの債務法に関するものであつたから、ティボーに審査を仰ぐこと自体が不適切なわけではないが、そこにはおのずから反サヴィニーの側に立つとなされたる覚悟は必要であつただろう。ただし有利な点もあつた。一年前までハイデルベルクにてティボーの同僚であった、そして今はベルリンにいるヘーゲルとのつながりができたからである。ヘーゲルこそは、サヴィニーの最大の論敵であつた。そしてこのヘーゲルの地位を、やがてガンスが引き継ぐことになるのである。ライスナーの先の文章は、およそこのようなことを含意している。

さて、ガンスは優等生であつたけれども、ハイネはそうではなく、大の法学嫌いであつた。ハイネにおいて法学批判は法学者批判として現れるが、批判の矛先はまずは歴史法学派に向けられ、ついで哲学的法学派にも向けられる。ハイネの目からすれば、歴史法学派にはフーゴーとサヴィニーがおり、哲学的法学派にはヘーゲルとティボーがいて、親友のガンスは後者の一員と目されていた。

すなわち、ハイネは歴史法学派を非難するかぎりで、ガンスと共に戦線を組みえた。だが批判が哲学的法学派にまでおよべば、ガンスとも訣別せざるをえない。ハイネはますます孤独になつていくことだらう。

ハイネとガンスには、さらに彼らの人生の根幹に關わる共通性がある。それはユダヤ教からキリスト教への改宗問題である。

ユダヤ人ハイネがキリスト教の洗礼を受けたのは、一八二五年の六月、つまり学位取得直前のことであつた。彼は法学博士の学位と引き替えにユダヤ教を棄てたのである。当時のユダヤ人が置かれた身分状況からすれば、棄教行為そのものを一概に非難するわけにはいかない。ハイネ自身も、受洗証書はヨーロッパ文化への入場券だと認識

していた。それがなければ、社会的上昇は不可能だということだ。

そして、ガンスもまた、ハイネと同様に、キリスト教に改宗した。ガンスは一八二六年三月にベルリン大学法学部の員外教授に就任したが、改宗はそのための絶対的な条件であった。大学の教員は公務員であり、ユダヤ人はほぼ完全に排除されていたからである。

一八二六年五月、ハンブルクで弁護士となっていたハイネは、ベルリンのガンスに宛てて、法学に関しては同志だけれども神学に関してはそうではない、という書き出しの奇妙な手紙を送っている。⁽⁴⁾ 奇妙というのは、改宗者ハイネがガンスの改宗を詰る趣旨の手紙であるからだ。もちろん、ガンスへの非難はハイネの自己嫌悪の現れでもあつた。

ハイネとガンスの関係は、まことに愛憎に満ちている。彼らはまさに双子のユダヤ人として、互いの中に自分自身の似姿を見出していた。すでに概要は示してしまったけれども、次節以下で少しずつ説明を加えていくことにしよう。

一 ハルツの旅

ハイネの学生生活がボンから始まったことはすでに述べた。だがシュレーベルの講義を除けば、ハイネにとってボン大学はあまり魅力的ではなかったようだ。ハンブルクの叔父のもとに寄食していた当時からハイネは詩作を始めており、彼はもともと法学の勉強には興味を抱いていなかつたようにみえる。とはいっても、商売に向かないのであれば、弁護士になる以外に出世は望めない。詩で身を立てるなどは論外であ

る。青年ハイネもこの厳しい現実に目覚めたようで、ゲッティンゲン大学に移つてからは、法学の勉強に励んだ。一八二四年二月一日付で友人のモーゼス・モーザーに宛てた手紙には、ハイネの現実的判断が記されている。

「僕は今やすっかり法学に浸かっている。僕が良い法律家になれないとも思うなら、君はまちがっている。ともかく、僕が弁護士だからといって疎んじるにしても、このことは他の人々には言わないでほしい。そうでなければ、僕は本当に飢え死にしなければならない。僕はもう、叔父のお情けの井ではなく、テミスの天秤皿でパンを食べたいんだ。」⁽⁵⁾

ハイネにとって、法学は叔父の庇護から自立するための手段であった。法学はまさしく「パンのための学問」(Brotwissenschaft)であった。そうはいっても、それはかえって法学の本質に関わることがらであつて、とくにハイネに限ったことではない。だがさすがは詩人である。ハイネはパンのための学問などという即物的な表現を避け、『テミスの天秤皿』(Waagschale der Themis)を引き合いに出している。テミスとは法の女神のことであるが、彼女は剣とともに秤をもつてゐる。剣は権力を象徴し、秤は公平を象徴している。ハイネはゲッティンゲンでこの法の女神と格闘し、なんとか自力で天秤皿からパンを食べようとしたのであつた。

一八二四年の九月、学生ハイネはゲッティンゲンからハルツ地方に旅立つた。ブロッケン山に登つてワイマールを目指したのであるが、このときの記録はやがて『ハルツ紀行』としてまとめられた。この旅行の最大の目的は、ゲーテに面会することであった。すなわち、ゲッティンゲンからワイマールへの旅は、テミスからゲーテへの、つまりは法から詩への旅であったとすることができる。

『ハルツ紀行』は、「ソーセージと大学で名高いゲッティングンは」という書き出しで始められる。ハイネの口が悪いことも名高いけれど、この作品はいわれるほどの「俗物風刺の書」ではない。少なくとも批判される俗物にはハイネ自身が含まれていることを、しっかりと読み込んでおくべきだろう。いかに叔父から勧められたとはいえ、ソーセージならぬパンを得るために大学に入ったのは彼みずから選択であったからである。『ハルツ紀行』は、そうしたハイネの自己嫌悪の書にほかならない。風刺されているのは、法学部学生としてのハイネその人なのである。

では、『ハルツ紀行』はハイネの「青春讃歌」であったのか。⁽⁷⁾ たしかにこの旅行は学位試験を前におこなわれており、来るべき職業生活を控えて最後の学生生活を謳歌すべく、いわば卒業旅行のようなものだったともいえる。だが商人修行から遅れて大学に入り、しかもいくつもの大学を出たり入ったりしたハイネは、ハルツ旅行のときにすでに二十七歳になっている。青春というには、やや臺どうが立ち始めてもいた。

『ハルツ紀行』を文学的に読むのもいいが、ここではあえて法學的に読んでみたい。ハイネのハルツ旅行そのものは、六日間の行程であったが、彼は途中で五泊して四つの夢を見ており、そのうち第一の夢と第四の夢が法に関わるものであった。すなわち、「テミス」の場面と「法学オペラ」の場面である。ハルツ地方を旅しながら、ハイネは法の惡夢にうなされつづけた。『ハルツ紀行』は、実はハイネと法との葛藤の記録なのである。

旅の第一日目、早朝にゲッティングンを出発した「私」つまりハイネはハルツ山麓のオステロードに泊まつたのだが、ゲッティングン大学図書館の法律室で古い博士論文に読み耽っている夢を見た。

「近くの教会の鐘がちょうど十二時を打った。すると法律室の扉がゆっくりと開いて、尊大で巨大な婦人が入つ

て來た。彼女には、法学部の教授や学徒の一団が恭しく従つていた。この大女はすでに初老とはいえ、なおもその顔には冷厳な美の面影があり、その双眸は、かの氣高い巨人たる権力者テミスであることをうかがわせた。彼女は、剣と天秤とを無造作にまとめて一方の手に持ち、他方の手には羊皮紙の巻物を持っていた。二人の若い法学博士が、彼女の色褪せた法衣の裾を掲げていた。彼女の右側では、ハノーファーのリュクルゴスといわれる瘦せた宮中顧問官ルスティクスが、ちよろちよろとあちこち跳びまわっては、彼の新しい法律案を朗誦していた。彼女の左側では、隨從の騎士たる枢密法律顧問官クヤキウスが、足を引きずりながらも、まことに粹で上機嫌に、たえまなく法律上の洒落を飛ばしていた。しかもその洒落に本人が心底から笑いこけるので、謹厳な女神も何度も笑いながら彼のほうへ身を屈め、大きな羊皮紙の巻物で彼の肩を叩いて、親しげに囁いた。『ちびのいたずら者め、木を上のほうから切つてしまふなんて!』⁽⁸⁾

ちなみに、リュクルゴス (Lykourgos、ハイネは Lykurg と表記) は、古代スパルタの立法者である。ルスティクス (Rusticus) は、ゲッティンゲン大学を擁するハノーファー王国の宮中顧問官として、リュクルゴスばかりに多くの法律を作つた官僚であるらしい。また枢密法律顧問官とされるクヤキウス (Cujacius) は十六世紀のフランスの法学者で、ローマ法学に言語学的かつ歴史学的な新解釈をもたらした。さらに引用個所の最後の部分については、「當時ローマ法の解釈について、ある教授が『畑の境界に立つ木は十五フィート以上に達するときは切りとるべき』と主張したことを指す」との説がある。おそらく隣の畑に充分な日照を与えるための措置だろうが、その教授とは、クヤキウスならぬゲッティンゲンのフーゴーであるようだ。⁽⁹⁾ 彼は羊皮紙の巻物たるローマ法の文言に固執することなく、現実に即した歴史学的な解釈を施したことになる。法の女神は若干の皮肉は残しながらも、柔軟な法

解釈を許容するのである。

ハイネによれば、法の女神の両側には立法者と解釈者が侍っている。立法者は次々と新しい法律を作り出し、解釈者はこれを解釈しつつ適用する。しかもその解釈は法律の文言に忠実であるとはかぎらず、必要に応じて自在におこなわれる。こうした立法と解釈の技術を学ぶのが法学であるのだが、学生によつては、新しい法律に振り回され、法解釈のあまりの柔軟さについて行けない者も現れる。ハイネもまさに落ちこぼれの法学生であった。彼は卒業試験を前にして、いまだに法の女神とその一党にうなされている。

法律室にはなおも紳士や騎士や法学者がやつて来て、てんでに些細な法解釈をめぐって議論が沸騰する。さすがの法の女神も收拾がつかなくなつて、彼らを叱りつけては泣き叫ぶあります。ついに法律室の天井は裂け、本棚から書籍が崩れ落ちた。「私」はこの「癲狂院」から逃れて歴史室に避難した。そこにはヴェヌスつまり美の女神があり、彼女の足下に跪いたところで目が覚めた。⁽¹⁰⁾

「私」とハイネの願望は、法の女神ではなく美の女神に拝跪する」と、「法律室」(juristischer Saal)から「歴史室」(historischer Saal)に逃げ込むことであった。けれどもそれは現実が許さない。法学を棄てる決心がつかないままに、ハルツの旅はつづけられる。

途中、クラウスターの鉱山見物などをし、二日目の夜はハルツ山中のクローネに泊まつた。旅の三日目にはゴスラーに着き、ギルド会館や教会を観て、その晩はこの町に泊まつた。四日目は、ゴスラー近郊に住む、鉱夫長の兄弟の家に泊まつた。五日目はいよいよブロッケン山に登り、山頂のブロッケンハウスに泊まつた。

ブロッケン山といえば、ヴァルブルギスの夜を連想させずにはおかしい。「その夜には魔女たちが箒の柄や堆肥用フォークに跨つてやって来て、例の伝奇的な乱痴気騒ぎが始まつた」。直接にゲーテの『ファウスト』を引き合い

に出すわけではないが、ハルツ旅行そのものがゲーテ訪問を目的としていた以上、ハイネの筆は多分にそれを意識している。実際、その夜ブロックケンハウスでおこなわれた饗宴というより狂宴の描写は、それだけで充分に、ゲーテ記すところのヴァルブルギスにも匹敵する禍々しさだ。だがそれだけでは終わらない。この乱痴氣騒ぎを引きずつて床に就いた「私」は、やがて奇怪な「法学オペラ」(juristische Oper) の夢を見るのである。

「滅茶苦茶な、恐ろしい幻像。ダンテの『地獄篇』からのピアノの抜粋曲。ついには、私が法学オペラの上演を観ている、という夢まで見た。それはファルキディアという題だったが、相続法の台本はガンス作で、音楽はスポンティーニの作曲であった。ひどい夢だ。ローマの法廷が壮麗に照らし出され、セルヴィリウス・アシニウス・ゲーシュヌスが法務官になって裁判官席に着き、折り目正しいトーガをまとい、がみがみと吟じていた。マルクス・トゥルリウス・エルヴェルスは、受遺者のプリマドンナになつて、彼のほれぼれる女らしさを大いに發揮しつゝ、愛にとろけるばかりのブラヴールアリア『いかなるローマ市民も』を歌つた。煉瓦色に化粧した司法官試補たちは、未成年者の合唱隊になつて咆吼した。私講師たちは、妖精になつて肉色のタイツをまとい、前ユスティニアヌスのバレーを踊り、花輪でもって十二表法を飾つた。雷鳴と電光のもと、ローマの法典の辱められた地靈が大地から登場した。これに喇叭や太鼓や火の雨が続いた。あらゆる原因とともに。」

この夢についても、いくつかの注釈を付けておかねばならない。まずローマの法務官役のセルヴィリウス・アンニウス・ゲーシュヌス (Serv. Asilius Göschenus) とは、ゲッティンゲン大学のローマ法教授であったヨハン・フ

リーデリヒ・ルートヴィヒ・ゲッセン（Johann Friedrich Ludwig Göschen）の「*レヒトはかだんだ*」。ゆつ | 人のマルクス・トゥルリウス・マルヴェルヌス（Marcus Tullius Evernus）が、クリスティアン・マルヴェルス（Christian Elvers）の「*レヒト*、やはりゲッティンゲン大学法学部の員外教授であった。オペラの題名のファルキディア（Falcidia）もが、実は紀元前四十年にローマの護民官ファルキディウス（Falcidius）の名で公布された法律の「レヒト」である。その内容は「*いかなる市民も*」（quicunquevis romanus）財産の四分の三以上を相続人に残すことを禁ずるものであった。換言すれば、正規の相続人ではないが、遺産の少なくとも四分の一を受け取る受遺者があり得ることとなる。⁽¹³⁾ なお、引用箇所の最後の「*あらゆる原因とともに*（あらゆる事情を伴つて）」（cum omni causa）もが、ローマ法によくみられる定型の文言である。

法学オペラでは、コステニアヌス帝によるローマ法大全を貶め、それよりファルキディア法や十二表法を称えているように見える。とはいってもローマ法の代表的な法典であるのだから、それに特別の意味を求める必要はないのかかもしれない。ブロッケン山上に泊まって、「私」自身もヴァルブルギスの夜を迎えて、ローマ法を取り巻く教授や私講師や司法官試補や魔女たちに襲われたすえの悪夢であったことなのだろう。付け加えておけばこのオペラは、ダンテの『地獄篇』よりも、やはりゲーテの『フーアウスト』に似ている。とくに地靈が大地から登場するあたりは、おれにゲーテのペロディーそのものである。

あえて説明を後まわしにしたけれども、法学オペラの台本は「ガンス」が書き、作曲は「スピントーニ」がおこなったことになっている。このうちスピントーニ（Gasparo Luigi Pacifico Spontini）はイタリアのオペラ作曲家で、ベルリンに長く滞在していた。舞台に本物の象を出すなど、「スピントーニ様式」と呼ばれる派手な演出で有名だった。そしてガンスとは、いうまでもなく親友の「ドゥアルト・ガンスその人である。ベルリンのガンス

は、ハイネがハルツ旅行をおこなった一八二四年に、『世界史的発展にみられる相続法』の第一巻を刊行した。フアルキディアつまりファルキディウス法はまさにローマの相続法であったが、ガンスは世界史的な規模で相続法の歴史的発展を体系づけようとしていた。法学オペラの台本は実在したのである。

ハルツの旅はまだ続くが、ここでひとまず中断して、ベルリンのガンスに目を轉じてみたい。ちょうどそのころ、ベルリンではもう一つの法学オペラがガンス主演で進行していた。

三 ベルリン便り

ハイネのゲッティングン時代は二つに分かれ、そのあいだにベルリンでの修学時代が挟み込まれている。すでに述べたように、ハイネは一八二一年の四月にベルリン大学に入學し、一八二三年の五月まで在学していた。その間、ハイネはヘーゲルの講義を聴き、ガンスと知り合い、彼ら子弟の最大の論敵であったサヴィニーにも間近に接した。ハイネは、当地での学生生活を『ベルリン便り』(一八二二)として記録している。

法学徒という限定的な意味においてではあるが、ガンスはハイネとは異なり優等生であったから、法の女神や法学オペラの悪夢にうなされることはなかった。とはいっても、ガンスもまた、法学者としての経験を積むうえで大きな障害を抱えていた。それはユダヤ人としての出自である。ガンスはベルリン大学で学んだにもかかわらず、学位はハイデルベルク大学から取得している。当時ベルリンではユダヤ人への学位授与を認めていなかつたからである。⁽¹⁴⁾ベルリンには歴史法学派のサヴィニーがおり、ハイデルベルクには反歴史法学派のティボーがいた。結果として、ベルリン大学におけるユダヤ人差別問題は、ガンスを反歴史法学派の最も先鋭な論客へと、つまりはサヴィニーに

とつての最大の論敵へと育てあげることになる。その際、ガンス法学の哲学的基盤になつたのは、ヘーゲルの歴史哲学であつた。ガンスとはちょうど入れ違いになつたが、ハイデルベルクでティボーの同志であつたヘーゲルは、一八一八年からベルリン大学に移つていた。やがてガンスの法学は、サヴィニー的な歴史法学からヘーゲル的な哲学的法学へと大きく転換することになる。

ガンスの学位論文はローマの債務法に関するもので、『ローマ債務法、とりわけ無記名契約および解除権に関する伝説的理論について』として公刊された。彼はこれをサヴィニーに献呈している。もとより単なる儀礼的な挨拶としてではなく、ベルリン大学で教職に就くための求職運動の一環としてであつた。ガンスはこれに手紙を付して、サヴィニーとの面会を懇請している。この手紙は一八一九年の十二月に書かれたようだが、サヴィニーを「我々の学問の第一の審判者」と称え、そのベルリン大学での講義こそが学問の喜びを私に与えたと記すなど、まことに追従に満ちたものであった。⁽¹⁵⁾

けれども、ユダヤ人に学位を授与しない大学が、ユダヤ人を教員として受け入れるはずがない。しかもガンスは従順なユダヤ人ではなかつた。一八一七年に友人ヴィッテの教員資格問題が生じるや、まだ学生であつたガンスは、「カール・ヴィッテ博士の教授資格取得問題に関するベルリン大学法学部の態度にみられる非党派的判断」と題する論文を書いて、ユダヤ人を拒絶するベルリン大学の姿勢を強く糾弾した。しかもその中には、「単に立法のみならず……司法的決定にとつても、愛しいウルピアヌスやパピニアヌスの時代と同様の使命が現代において果たされることなどない」という一文がみられる。これは明らかに、サヴィニーの『立法および法学に対する現代の使命について』(一八一四)を念頭に置いた⁽¹⁶⁾のである。ガンスは、ベルリン大学法学部、というようサヴィニーその人に抗議して、ハイデルベルクのティボーのもとに転学したのであつた。

ガンスにこうした前歴がある以上、ベルリン大学法学部への就職は誰がみても不可能であった。サヴィニーはガンスとの面会を拒否した。というより、そもそもガンスの手紙を黙殺した。サヴィニーはとくに反ユダヤ主義者であつたとはいえないし、ユダヤ人教員の拒絶はプロイセン王国の国策であった。だがサヴィニーはベルリン大学法学部で最も有力な教授であつただけでなく、皇太子の師傅でもあった。ガンスとしては、サヴィニーに一縷の望みを託したということなのだろう。

就職活動に失敗したこととの直接の関係は不明だが、ガンスはモーザーなど同世代のユダヤ人を集めて、ある文化運動を始めた。それは、「ユダヤ人の内面的レベルと、ドイツ国民の中におけるユダヤ人の外面向的な地位との均衡」を直視して、「社会に適応しないユダヤ的特殊性を徐々に抑制していく」ことを目指す運動であった。ガンスは一八二一年にそのための組織を立ち上げ、これを「ユダヤ人文化・学術協会」と名づけた。⁽¹⁷⁾ ガンスの意図はドイツ社会への同化であつたけれども、ユダヤ社会内部においては一種の宗教改革であり、外部からみれば反体制的な政治運動の意味を有していた。

ベルリンに来ていたハイネは、翌一八二二年の八月にユダヤ人文化・学術協会に加入了。したがって、ガンスとの出会いは、遅くともこのときまでになされたはずである。法学嫌いと法学者の卵との出会いではあつたけれども、同じ年配もあり、ベルリンの法学界について忌憚のない意見交換がおこなわれたにちがいない。話題は当然、歴史法学のサヴィニーに集中しただろう。ガンスにとってはベルリン大学への就職を拒んだ張本人であったが、ハイネにとっては、サヴィニーはまずは偉大な法学者として現れた。

『ベルリン便り』に收められた第二の手紙は一八二二年三月十六日付であるが、そこにはハイネから見たサヴィニー像が描かれている。

「北ドイツのある偉大な法学者について、お話ししましょう。その人は黒い髪を肩にかかるまで伸ばしており、敬虔な愛のまなざしで天を仰ぐさまは、キリストの像にも似ています。それにフランス系の名前をもつています。フランスの出自なのですが、ものすごくドイツ的なことをします。こう言えど、僕が誰のことを考えているかお分かりでしょう。」⁽¹⁸⁾

たしかにサヴィニーはフランス系の貴族の出自であつたし、肖像画を見ると黒い髪を長く垂らしており、風貌はキリストに似ていなくもない。もちろん、ハイネは、その外見のみならず学問的権威をも含めて、サヴィニーをキリストになぞらえている。歴史法学派を率いるサヴィニーは、すでに全ドイツを代表する法学者になつていていたからだ。ガンスはこのサヴィニーに無視されたのだから、将来の展望は絶望的であつたはずである。

ところが、ベルリン大学にはもう一人のキリストがいた。ほんならぬヘーゲルである。ヘーゲルはハイデルベルク時代からすでに法哲学を講義していたが、この講義はベルリン大学に移籍後も継続される。ヘーゲルの哲学体系において、法と国家の制度論としての法哲学は、その掉尾を飾るべく位置づけられていた。けつして哲学者の余技であったのではない。しかもヘーゲル法哲学の論敵には、啓蒙主義的な自然法論を別とすれば、まさにサヴィニーの歴史法学が据えられていた。ひとしく自然法論の普遍主義を批判しながら、ベルリン大学には歴史法学のサヴィニーと哲学的法学のヘーゲルがおり、ともにキリストの「ごとく、学生たちの崇拜の的となつていた。

ガンスはベルリン大学での教職に固執しており、頗るべき相手をサヴィニーからヘーゲルに乗り換えた。この「転向」につき、「白鳥と鷺鳥」を書いたヨハン・ブラウンは、きわめて辛辣に評価している。白鳥とは優雅なサ

ヴィニーのじんであり、鶯鳥 (Gans) とは文字どおりガンスのことである。

「実際、転向は非常にすばやくおこなわれた。ガンスがヘーゲルを聽講したりその哲学を受容したことなどあるでなかつたのに、ガンスは早くも『世界史的発展における相続法』の第一巻を、ヘーゲルの歴史哲学講義を手本にして著作し、この本に添え書きを付けてヘーゲルに送つたのである。この添え書きは、一八一九年のサヴィニー宛のものとほとんど同内容のものであったのだが⁽¹⁹⁾。」

一八二三年の十月付でガンスがヘーゲルに送つた手紙は、大物教授への追従に満ちてゐる点で、たしかに一八一九年十二月のサヴィニーへの手紙に似てゐる⁽²⁰⁾。だがいずれも著書を献呈した際の添え書きであることをみれば、内容の類似性そのものはたいした問題ではないともいえる。それよりも注目すべきは、『世界史的発展における相続法』で試みられたガンスの方法論のほうであろう。

ガンスはみずから的方法論につき、ヘーゲルへの手紙の中で、『世界史的発展における相続法』第一巻の序文に記した旨を述べている。序文は一八二三年の三月二三日付で書かれた。それによれば、ガンスの法学方法論は、法哲学と法史学の融合にあつた。彼はこう述べている。

「法の概念は、たしかに二重の視点のもとで考察されうる。まずは眞の現在として、つまり思想において捉えられた法・人倫・国家の現在的世界として、他方では時代の形式における必然的な生起および発展として、つまりこうした現在的世界の生成として。第一の方法は法の哲学であり、第二の方法は法の史学である。」

思想における法・人倫・国家の「現在」(Gegenwart) には、まさにヘーゲル法哲学の方法論にはかならない。ヘーゲルによれば、抽象的な法たる自然法は、人倫的共同体としての国家により実定法化されることで、はじめて現実的存在となる。ガンスはこれを第一の方法とした。ベルリン大学におけるヘーゲルの法哲学講義を実際に聴講したのはガンスではなくハイネのほうであったようだが、もしもヘーゲル法哲学の要点をハイネがガンスに教えたのだとしたらおもしろい。もちろん、ガンスが独自に学んだ可能性も捨てがたい。ヘーゲルの法哲学講義は、前任校のハイデルベルク大学で始められたのであったし、なによりも一八二一年にはそれが書物としてベルリンで刊行されていたからである。

ガンスはヘーゲルの法哲学を踏まえて、これにガンス自身の法史学を接続しようとした。時代の形式における必然的な発展という第二の方法も、ヘーゲル歴史哲学の継承とみることができる。ヘーゲルは枠組みを示しただけだが、ガンスは法制度を素材に実証的な法史学を追求した。もともと、法の歴史的研究とはいっても、ガンスの「法史学」(Rechtsgeschichte) は、サヴィニーの「歴史法学」(historische Rechtswissenschaft) より様相を異にする。サヴィニーにとって歴史的研究は近代私法学を構築するための材料探しであったが、ガンスは法史学そのものを独立した法学と考えていた。

歴史的研究の素材とした相続法について、ガンスはこう性格づける。「相続法は家族の解体に際して位置づけられるので、その概念は、財産の領域におけるこの解体の表出たるはずである。⁽²²⁾ いかにもヘーゲル風な物言いである。婚姻によって創成された家族は、その一員が死亡することで解体する。その解体の様相は、死者から生者への財産移動として法制度的に表現される。ガンスは各時代の各国の相続法制度を、相続法の発展として歴史的に描く

うとした。

ガンスの『世界史的発展における相続法』は、第一の法哲学的方法を踏まえながらも、直接には第二の法史学的方法を採用している。方法論上でのガンスの独自性は、「普遍的法史学」(Universalrechtsgeschichte)あるいは「法の普遍史」という用語に見出されるだろう。そしてこの〈普遍〉こそが、ガンスをして、サヴィニーから訣別し、ヘーゲルに接近させる契機となつた。

〈普遍〉とは、個別の〈歴史〉を超越するということである。この意味で自然法は普遍的な法であるが、サヴィニーの歴史法学は、法は民族に固有なものであるとして、自然法論を批判した。けれども、国家が存在しないところでの民族の法は、非実定的な慣習法に留まらざるをえない。ヘーゲルの哲学的法学はサヴィニーを批判して、國家によって定立された実定法こそが真の現在であると主張した。ヘーゲルにおいて、自然法と慣習法と実定法は、法の生成の過程として統一的に理解される。ガンスはヘーゲルの法哲学に魅力を感じ、これを法史学の場で継承した。

もつとも、『世界史的発展における相続法』においてガンスが表題に採用したのは、「世界史」(Weltgeschichte)であつて「普遍史」(Universalgeschichte)ではない。前者はヘーゲル的用語であるが、後者はガンス独自のものである。この重なり具合と離れ具合が、ヘーゲルとガンスの微妙な関係を象徴しているようにも思えるが、これについては次節で検討する。

四 二人の背教者

ガンスの「普遍」に、もう少しこだわっておきたい。

ヘーゲルの歴史哲学講義は、「世界史の哲学」と題してベルリン大学時代におこなわれた。すでにハイデルベルク時代から始めていた法哲学講義とともに、ヘーゲル哲学全体の集大成をなす重要な講義であった。周知のように、ヘーゲルの「世界史」は、中国・インド・ペルシアの東洋から始まった歴史が、ギリシア・ローマを経てゲルマン的西洋で完成するという構成を探っている。

一方、相続法の発展という限られた枠組みにおいてではあるが、ガンスの「世界史」は、インド・中国・ユダヤ・イスラム等の前ローマ法からローマ法を経て、中世の教会法、近代の西欧法・北欧法へと論を進めている。時代が降るにつれてヘーゲルより詳しくなるが、全六巻の予定で執筆されたところ、ガンスの死により四巻で未完のままに終わっている。予定の第五巻と第六巻では、ドイツのゲルマン的な相続法が記されたはずである。

講義と著作の相違や記述の精粗はあれ、大きな枠組みにおいてヘーゲルとガンスの「世界史」理解に乖離はない。とりわけ『世界史的発展における相続法』の第一巻、つまり前ローマ法段階については、両者の「世界史」はほぼ重なっている。ガンス自身が「世界史」と表記している以上、ことさら「普遍史」との違いにこだわる必要はないのかもしれない。

だが、にもかかわらずガンスが「普遍」の語を用いるとき、そこには世俗的な「世界」を超えた、より観念的な、あるいはより過激な世界観が仄見える。それは民族の歴史を喪失したユダヤ的「普遍」であり、ハイネやマルクスにも共通する世界観もしくは歴史観であった。ヘーゲルは良くも悪くも現実のプロイセン国家を踏まえて法や歴史を語ったが、ガンスにはそれを根底から覆す革命の思想が潜在していた。

ところで、ガンスの就職運動は効を奏したのだろうか。ヘーゲルは、『世界史的発展における相続法』をきわめて

高く評価したようである。法哲学と法史学を接続するガンスの方法論に魅力を感じたのかかもしれないし、法学者を弟子に迎えることに政治的な意味を認めたのかかもしれない。そこには明らかに、サヴィニーの歴史法学への対抗意識があつた。ベルリン大学の法学部はサヴィニーの牙城であったが、ヘーゲルはここにガンスを送り込むことに執着した。さらに、プロイセン王国文部大臣のアルテンシュタインも、ガンスの強力な後ろ盾となつた。改革派の官僚として、皇太子派のサヴィニーに一矢を報いておきたかったのかかもしれない。ともあれ、ガンスは法学部に員外教授として着任しようやく念願を果たした。一八二六年のことであつた。

すでに数多くの弟子がいたにもかかわらず、ヘーゲルにはガンスこそ後継者と目していたふしがある。同じ一八二六年に設立した「学的批評協会」の事務局をガンスに託しただけでなく、法哲学の講義を彼に譲りさえしたからである。ガンスは「ヘーゲルのヨハネス」と呼ばれたという。⁽²³⁾ ヨハネスはキリストの最愛の弟子であつた。この言葉には、もとより他の弟子たちの羨望と嫉妬が込められている。けれども、そう呼ばれたのがユダヤ人ガンスということになれば、また違った意味が浮き上がる。ユダヤ人社会からみれば、ユダならぬヨハネスとなつたガンスは、とんでもない裏切り者ということになるからだ。

実は、ベルリン大学に就職するに際して、ガンスにはキリスト教に改宗すべしとの条件が課されていた。プロイセン王国では、ユダヤ教徒が公職に就くことは許されなかつたためである。これに従つて、ガンスは一八二五年の十二月十二日にプロテスタントに改宗した。

それからまもない一八二六年五月のこと、ハンブルクに戻っていたハイネはベルリンのガンスに手紙を書いた。

「親愛なるガンス、大切な同志よ！」

同志という言葉は、法学に関してであつて神学に関するのではない。でも『親愛なる』という言葉は、君をいつまでも愛している、そして——ソレデモ——まさに心から愛している僕の心に関わっている。ソレデモ、がなれば、僕はたぶん君に手紙を書くなんてことはなかつただろう。君は僕をわかつていなかつだらうから、仄めかしておくれども、僕は心の底から怒つているんだ。僕たちの本がもはやなんの拠り所ともならないこと、だから僕は君と僕自身を恨んでいることを。こうした恨みのゆえに、僕は君に言う必要があるだらう。僕は君を今でも愛している、僕は君を、ソレデモ、愛している、とね。⁽²⁴⁾」

愛憎に満ちた奇妙な手紙である。「ソレデモ」(quand même) とふうフランス語の繰り返しに、ハイネの屈折した気持ちが表れている。

ハイネにとって、相前後して法学を学んだガンスは学問上の同志であった。ハイネはサヴィニーとヘーゲルの講義を聴講したが、法学よりも文学を選んだ。ガンスはサヴィニーを聴講したが受け入れられず、聴講したこともないヘーゲルに接近して法学の教職に就いた。サヴィニーとヘーゲルの両巨頭は、若きハイネとガンスにとつて、まさにキリストのような絶対的存在にみえた。

ハイネもガンスも法学博士になつた。しかし、ベルリン大学ではなく、ゲッティンゲンやハイデルベルクで学位を取得せざるをえなかつた。ユダヤの出身のゆえである。ベルリンのユダヤ人文化・学術協会でハイネがガンスに出会つたとき、二人は法学上の同志としてだけでなく神学上の同志つまり宗教上の同志として相まみえた。同協会は固陋なユダヤ教徒の集まりではなく、むしろキリスト教社会との共存を目指した改革的なものではあつたのだが、しかしそれはユダヤ教徒でありつづけることを前提にしていたはずであつた。

ところが、こともあらうにユダヤ人文化・学術協会の会長であるガンスが率先してキリスト教に改宗してしまつた。⁽²⁵⁾ ハイネがガンスを糾弾することに、正当性を認めるることは容易だらう。ところが、再びところがであるけれど、このハイネ自身がガンスより半年前にやはりプロテスタントに改宗していたのである。

引用した手紙に先立つ、一八二五年の六月二八日に、ハイネもまた改宗して、ゲッティンゲン大学から法学博士の学位を得るためであった。ハイネはこの事実を隠し、ガンスはそれを知らなかつたのだろうか。ハイネの手紙は、自己欺瞞でもあるし自己嫌悪でもあるだらう。ハイネはガンスを自己に投影していたからだ。⁽²⁶⁾ 「ソレデモ」の繰り返しは、ハイネの苦衷の吐露にほかならない。

いずれにせよ、ハイネは学位と引き換えに、ガンスは教職と引き換えに、キリスト教に改宗した。二人とも「ヨーロッパ文化への入場券」を手に入れたのである。ともに法学に関わつての改宗では、単なる偶然ではあるまい。キリスト教社会に容易に受け入れられなかつたユダヤ人にとって、法学は同化にあたつてのほとんど唯一の切符であつた。ハイネもガンスも、ユダヤ的金融業ではなく法学を選んだ。二人ともユダヤ教を裏切つて背教者となつた。

ハイネにはサヴィニーがキリストに見え、ガンスは「ヘーゲルのヨハネス」になつた。しかしながら、もともと民族的基盤をもたない根無し草のユダヤ人が、キリスト教に改宗したからといって、社会に定着できるとはかぎらない。ガンスはやがてヘーゲルを失い、ハイネは故国ドイツを去ることになる。ガンスは〈普遍〉にこだわつたが、それこそ彼らが根無し草であることの反映であつた。

ガンスはヘーゲルの最愛の弟子となつた。ヘーゲルの学徒は学的批評協会に集い『学的批評年報』を刊行したが、ガンスはその事務局長となつた。ガンスがヘーゲルの法哲学講義を引き継いだことも、すでに記したとおりで

ある。フランス七月革命（一八三〇年）を挟んだ時代ということもあり、学生たちはガンスの共和主義的な講義に魅力を感じた。ヘーゲルの法哲学は、もともとサヴィニー歴史法学の保守的性格に対立するものであったが、ガンスの講義はあからさまにサヴィニーを批判した。だがそれに留まらず、ヘーゲルの君主主義に飽き足りない学生たちをも惹きつけた。サヴィニー一びいきのプロイセン皇太子は、ある日ヘーゲルに向かって、「ガンス教授はすべての学生を共和主義者にしてしまう」と指摘して、ヘーゲル法哲学をガンスに任せた危険を警告した⁽²⁷⁾。ヘーゲルはこれを受けて、法哲学講義をガンスの手から取り戻した。

けれども学生たちはヘーゲルのもとに戻らない。一八三一年の冬学期には、ヘーゲルは法哲学講義と哲学史講義、ガンスは普遍法史講義とローマ帝国史講義とを開講した。ヘーゲルの法哲学とガンスの普遍法史が同じ時間に設定されたため、聴講生の獲得をめぐって競争講義となつた。ガンスは師ヘーゲルの聴講生が少なくなることを心配して、ヘーゲルの講義のほうに登録するようとの掲示を出し、この旨をヘーゲル自身にも伝えた⁽²⁸⁾。

この措置はヘーゲルの自尊心を深く傷つけることになり、ヘーゲルはガンスに宛てて手紙を書いた。「親愛なる教授殿」で始まる手紙は、丁重な文章ではあるがきわめて冗長なものであり、余計なことをするな、という怒りに満ちていた。一八三一年十一月十二日付のこの手紙が、⁽²⁹⁾ヘーゲルの書いた最後の文章になつた。翌々日にヘーゲルはコレラのため急逝してしまつたからである。ガンスは、ヘーゲルに対しても背教者になつてしまつた。

ヘーゲルの死後、ガンスが中心になつて『ヘーゲル全集』が出版された。ガンスは法哲学と歴史哲学の巻を担当している。少なくともこの領域において、ガンスはヘーゲルの正統な後継者であることを示したことになる。けれども、法哲学と歴史哲学の融合の試みであつた『世界史的発展における相統法』を、ガンスはついに完成することはできなかつた。

ガンスは一八三八年の六月七日付で、久しうにペリのハイネ宛てに手紙を書いた。その中に「音楽総監督スボ

ンティエーリ氏」のことが出てくる。⁽³⁰⁾『世界史的發展における相統法』を日本にハイネが「法学オペラ」を書いた際、

作曲者に擬したスボンティエーリである。ガンスは「法学オペラ」を題し出せぬいふやう、ハイネとの友情の復活を

願つたのである。だが翌三九年の五月五日は、ガンスは脳卒中で死んだ。

ハイネはもう少し長生きして、一八五六年一月十七日、長らく患っていた脊髄炎を悪化させてしまつた。死の床に「ロのガーナスが現れたところだが、それはなにかの間違いや、もしかしたら『ベルシの旅』やうなわれた法の女神に再会したのではなかつたか。

注

- (1) 不充分ながら私の誠みとしや、堅田「ハイネ、あるのは法学オペラの夢」、同『歴史法学研究——歴史ノストリーゼのメモアーノ——』日本評論社、一九九一年、一七七頁以下参照。
- (2) ガンベリッシュヤウ、山川実業社、堅田「ガンベ、あるのは法の普遍史」、同『歴史法学研究』一五一頁以下参照。
- (3) Hanns Günther Reissner, Eduard Gans, Ein Leben im Vormärz, Tübingen, 1965, S.45.
- (4) Reissner, a.a.O., S.116. vgl., ders., Heinrich Heine an Eduard Gans: "Quand même...", Bemerkungen zu einem kürzlich gefundenen Heine-Brief, in: Zeitschrift für Religions- und Geistesgeschichte, Bd.10, 1958, S.44f.
- (5) Heine an Moser vom 2. Februar 1824. vgl. Eugen Wohlhauster, Dichterjuristen, Bd.2, hrg.v. H.G.Seifert, Tübingen, 1955, S.466; Hermann Klenner, Zur Stellung Heinrich Heines in der Geschichte der Staats- und Rechtstheorie, in: Staat und Recht, 5.Jg., Heft 6, 1956, S.701.
- (6) ダムベツ、同上著「ハイネの『ベルシの旅』」『人文学報』七二号、一九六九年、九二頁以下参照。

- (7) 立三希代子「『くらら紀行』——青春後期の自然讃歌」、同『ヨーロッパは歌ひらるか——ハイネの『旅の絵』』p.1—
2——』やうか書房、一九九〇年、一一〇頁以下参照。
- (8) Heinrich Heine, Die Harzreise, in: Werke, hrsg.v. Christoph Siegrist et al., Bd.2, Frankfurt am Main, 1968, S. 95f. 、
ハイネ『くらら紀行』内藤訳、新波文庫、一九〇四年、一〇〇頁。舟木重信訳『御殿文等大系』七八卷、筑摩書房、一九
六四年、一四四頁参照。
- (9) ハイネ『くらら紀行』舟木訳、一四四頁。内藤訳、一一〇頁。註十八。佐藤篤士『前記 LEX XI TABULARUM —
十一表法原文・邦訳および解説——』早稲田大学比較法研究所、一九九〇年、一〇〇頁以下参照。
- (10) Heine, Harzreise, S.96. 『くらら紀行』内藤訳、一四頁。舟木訳、一四五頁。
- (11) Harzreise, S.124. 石藤訳、七一頁。舟木訳、一四二頁。
- (12) Harzreise, S.136f. 内藤訳、九一頁。舟木訳、一七〇頁。vgl., Fuhrmann, Recht und Staat bei Heinrich Heine, S.
150f.
- (13) vgl., Wohlhaupter, a.a.O., Bd.2, S.469. 『くらら紀行』内藤訳、一九〇頁以下。註七十長～八十。舟木訳、一七〇頁。
木庭宏「『くらら紀行』——驥巻の構造をめぐる——」井上正蔵編『ハイネの詩』朝日出版社、一九七七年、一〇五
九頁以下参照。
- (14) Johann Braun, "Schwann und Gans", Zur Geschichte des Zerwürfnisses zwischen Carl von Savigny und Eduard
Gans, in: Juristenzeitung, Nr.23/24,1979, S.770.
- (15) ebd.
- (16) Reissner, a.a.O., S.37, 45.
- (17) ハイネ『くらら紀行』内藤訳、一四一頁。vgl., 舟木訳、一七〇頁以下。
- (18) Heine, Briefe aus Berlin, in: Werke, Bd.2, S.20. vgl., Wohlhaupter, a.a.O., Bd.2, S.448.; Wolf (hrsg.), Und grüß mich
nicht unter den Linden, Heine in Berlin, Gedichte und Prosa, S.141.
- (19) Braun, a.a.O., S.771.
- (20) vgl., Johannes Hoffmeister (hrsg.), Briefe von und an Hegel, Bd.3, Hamburg, 1954, S.32f.

- (21) Eduard Gans, Das Erbrecht in weltgeschichtlicher Entwicklung. Eine Abhandlung der Universalrechtsgeschichte, Bd. 1, Neudruck, Aalen, 1963, S.XXXf(Vorrede).
- (22) ebd., S.XXXII.
- (23) Braun, a.a.O., S.771.
- (24) Reissner, Eduard Gans, S.116. vgl., ders., Heinrich Heine an Eduard Gans, S.44f.
- (25) ハイネは「ハーメル・ヤハク」(一八四四年) がよんどお、ガンスの裏切りを次のやうに非難してゐる。
 「心配や懼おやにはおけない。ガノベば、前に述べたヨーロッパ文化・學術協會との關係で、われ以上なべ立派にゆきおひた
 るとや、さへして許すりともできない裏切りについて責任を負ふりとになつた。彼の脱落は、あわめて嫌らしいものにな
 つた。ところのゆ、彼は扇動者の役割を果たしていたのだし、会長としての義務を引き受けていたのだかく。それは伝統
 的な義務であり、船長たる者は船が難破したときには最後に船を離れねばならぬ、といふのがだ。——しかるにガンス
 が、おま自分自身を救助したのだ。」
 vgl., Ludwig Rosenthal, Heinrich Heine als Jude, Frankfurt/Main, usw., 1973, S.140. ハイネ「ハーメル・ヤハク
 <回憶録>」『ハイネ散文作品集』五巻、松籟社、一九九五年、高池久鑑訳、一七九頁以下参照。
- (26) 『ハイネ散文作品集』五巻、二八二頁参照(高池久鑑訳)。
- (27) Kuno Fischer, Hegels Leben, Werke, und Lehre, II Teil, 2. Aufl., in: Geschichte der neuern Philosophie, Bd.8,
 Heidelberg, 1911. ハー・ヘイク・シラー『く一ケルの生涯』[井茂・磯江景致訳、勧善書房、一九七一年] 三五七頁。
- (28) ハーメル・ヤハク、前掲書、二二五八頁以下。
- (29) ハーメル・ヤハク、前掲書、二二五九頁以下。
- (30) vgl., Reissner, Eduard Gans, S.152.